令和８年 11 月 19 日

内閣府特命担当大臣（こども政策）
　中司　宏　殿

東京都知事
　小池　百合子

こども性暴力防止法の施行に向けた緊急要望

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律。以下「法」という。）については、令和６年６月に成立し、令和８年 12 月 25 日に施行が予定されている。

法施行に伴い導入されるこども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム。以下「システム」という。）については、情報セキュリティ上の懸念から、稼働の延期が公表されたところである。これにより、学校設置者等（法第２条第３項）及び民間教育保育等事業者（法第２条第５項）（以下「対象事業者」という。）における特定性犯罪前科の確認（以下「犯歴確認」という。）が安全かつ円滑に進められないことが懸念される。

こうした懸念に対し、国から代替策等について詳細な説明がなされていないため、対象事業者は法施行に向けて円滑に準備を行うことができない状況にある。

さらに、法に基づき従事者の犯歴確認を行うことが求められるが、その確認に一定の期間を要するものとされており、システム稼働が遅れると事業者の業務が停滞する等、事業運営に重大な影響が生じるおそれがある。特に、対象事業者が法施行後に令和９年４月付けで採用する職員や異動者などについては、犯歴確認手続を円滑に進めなければ、子供に接する業務に従事できず、事業運営に甚大な影響が生じることが懸念される。

加えて、国は当面、書類等での犯歴確認を検討しているとのことであるが、所轄庁や対象事業者においては、書類等での手続きを行うことに伴う情報セキュリティ上のリスクが増大するとともに、事務負担や人件費の増加等の大きな負担が生じるおそれもある。

ついては、対象事業者が、法で求められる措置を安全・確実に講じることができるよう、下記の事項について、国の責任で速やかに対応することを緊急に要望する。

記

１　対象事業者に対し、犯歴確認に関する代替策等の詳細を迅速に情報提供すること

２　対象事業者の業務に支障が出ないよう、犯歴確認を確実かつ早期に実施する上で必要な措置を講じること

３　情報管理の安全性を確保した上で、対象事業者に過度な負担が生じない代替策を確実に講じるとともに、対象事業者へのサポートを徹底すること

４　システムについて、情報セキュリティ上の懸念を払しょくし、安全性を確保した上で、早期に稼働させること